

地域公共交通再編実施事業をお考えの皆様へ

地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編実施事業を位置づけることを検討している場合、下のことを必ず確認した上で、最寄りの運輸支局にご相談ください。

Point 1

地域公共交通再編実施計画の認定申請と、地域公共交通確保維持改善事業の認定申請は、申請方法も審査基準も全くの別物です。

- 再編実施計画の認定＝補助金がもらえる(増える)ものではありません。
- 再編実施計画の認定を受けるメリットとしては、計画に従って事業を実施していない場合に、国土交通大臣が勧告・命令を行うことができることや、計画に位置づけられていない者に対する参入規制等、法律上の特例があります。

Point 2

協議会で、地域公共交通再編実施事業の内容を議論・取りまとめしてはいけません。

- 地域公共交通再編実施事業は、従来のように民間交通事業者任せにするのではなく、地方公共団体が、地域の公共交通ネットワーク全体を見渡して、まちづくりの観点も含めて、中長期的かつ総合的視点から考えていくものです。
- 計画については、地方公共団体が、関係する全ての事業者等と個別に調整し、同意を得た上で自ら作成し、取り組むこととなっています。(怠った場合、独占禁止法に抵触する恐れがあります)

Point 3

認定に当たっては、「公共交通の利便性及び効率性の向上を双方のバランスを取りつつ図ることで公共交通網の持続可能性を向上させる」取組であることが必須です。

- 認定当たっては、総務省・国土交通省告示において、維持・運営コスト等を踏まえ、地域における持続可能な地域公共交通網の形成に資する効率的な運送サービスであるかどうか判断することが明示されています。